

「基本図等の修正及び国有林野施業実施計画図データ等の作成業務」要領

○基本図(第2原図)の修正

1. 縮尺、製図紙及び内図郭

- (1) 基本図の縮尺は5千分の1とし、製図紙の材質はポリエステルベース、大きさは縦73センチメートル、横103センチメートルとする。
- (2) 基本図の内図郭は、縦60センチメートル、横90センチメートルとする。

2. 線の区分

- (1) 線の太さは6号線(0.3 mm)、4号線(0.2 mm)、3号線(0.15 mm)、2号線(0.1 mm)により区分する。
- (2) 線の形状は実線(連続して描画)、破線(実線を断続して描画)、点線(点を断続して描画)、鎖線(1点、2点及び3点鎖線)により区分する。

3. 線の合一

2種類以上の線が合一するか、又は接着して判読が困難になる場合の描示方法は次による。

- (1) 主要な線は真位置に描示し、他の線は最小限度に移動させるか、又はその一部を省略する。ただし、境界線は真位置に描示する。
- (2) 森林区画界、管轄区画界、行政区画界等2種類以上の界線が重複し、いずれも描示する必要がある場合には、おのおのの記号の裁片を図形に応じ、数個ずつ交互に描示するか、又は主要な界線から分岐する箇所の便宜の一側に他の界線の裁片を描示する。
- (3) 同じ種類の区画界に属する2以上の界線が合一する場合には、上級の界線をもって下級の界線を併用する。

4. 等高線の省略

等高線が他の線又は注記と合一する場合には、その部分における等高線の描示は省略する。

5. 図郭線及び方眼線

- (1) 内図郭線は2号線で描示する。
- (2) 外図郭線は内図郭線から15 mm隔てて平行に1 mmの実線で描示する。
- (3) 方眼線の描画は、10 mmごとに2号線で内図郭いっぱい描画する。

なお、基準点の記号と重複するときや注記、建物、小物体その他の記号を図

上支障ない程度に転位してなお重複する場合は方眼線の描画を間断することができる。

(4)座標値の記載は、通常経距はY方向に、緯距はX方向に平行して表示する。

6. 注記及び整飾

注記は文字による表示をいい、特定の記号のない地形地物の表示や、名称、説明語及び地点の標高などの表示に用いる。

(1)注記及び整飾に用いる文字は、漢字、ひらがな、カタカナ、英字、アラビア数字及びローマ数字とする。

(2)注記文字の書体及び字大は「図式」の注記文字表に示すところによる。ただし、字大は図形に応じ適宜変更することができる。

(3)注記文字の字列は、字列の傾斜が図郭の下辺に対し45度未満の場合は、左方から右方へ、45度以上の場合は、上方から下方へ列記する。

(4)注記文字の間隔は、表面(原野、水面等)、線状物体(道路、河川等)はおおむね字大から字大の10倍までとする。

小さな表面、大きな建物、小部落等はおおむね字大から字大の3倍までとする。

小物体(建物、岩石、山頂等)はおおむね字大の4分の1とする。

(5)注記の文位は、表面はその形状にしたがい、中央部に水平、垂直又は斜行に注記する。ただし、表面が小さくこれにより難しい場合は、表面の上方水平に、又は左方垂直に注記する。

(6)線状物体の注記は、幅員の大小に応じ、中心線又は右外測線に沿って注記する。ただし、形状が区々に屈曲するものについては、平均方向に沿って注記する。

(7)小物体の注記は、注記文字の一端に記号が位置するよう垂直又は水平に記載する。

(8)境界線上の物体の注記は、原則として、国有林野外に行うものとする。

表示する事項

1. 基準点；三角点・図根点の記号と名称及び標高

2. 境界等；境界点記号と名称(番号)

3. 国有林区画界；境界・林班界・小班界・国有林界

4. 管轄区域界；森林管理局界・森林管理署界・担当区界

5. 行政区画界；県界・郡市界・町村界

6. 運搬施設等；林道・作業道・歩道・トンネル・橋及び高架部

7. 等高線；計曲線・主曲線・変形地記号(崖・露岩等)・標高数値(計曲線)

8. 水部；河川・湖沼・海

9. 図郭線

10. 表題・凡例・縮尺・奥付(基本図)

表示の方法

1. 境界・林班界・小班界は、基準点及び境界点記号と重複する箇所以外は間断をしてはならない。
2. 転位；小班界と他の地物(林道等)の位置が縮尺等の関係で、真位置に表示が困難な場合は最小限の転位をして表示をすることができる。その場合に相互の位置関係及び形状を損ねないように注意をする。なお、基準点・境界点及び境界(国有林界)は転位をしてはならない。
3. 重複；国有林区画界と河川・道路及び行政区画界等が一致する箇所の表示は、各事項の図式による。
 - (1) 境界と行政界；境界に沿わせて行政界を断片的に表示。
 - (2) 林小班界と行政界；林小班界に沿わせて行政界を断片的に表示。
 - (3) 林班界と川；川で林班界線を兼ね、川に記号を付す。
 - (4) 小班界と川；川で小班界線を兼ねる。
 - (5) 道路(林道・作業道・一般道)；道路で小班界線を兼ねる。
 - (6) 小班区域が川及び道路で分断される区画は同一小班記号を記入して連結する。

○境界基本図の修正

別添、国有林野森林図式に基づき修正する。

○基本図(第1原図)の修正

別添、国有林野森林図式に基づき修正する。

○国有林野施業実施計画図データ等の作成

1. 基本図(第2原図)データ(TIFF形式(600dpi)、PDF形式)の作成。
2. 上記1のデータを電子媒体に保存し2部提出すること。
3. ファイル名は「(計画区番号3桁)_(計画区名)_(納品年度西暦)_基本図(基本図番号).tif」とする。
4. 電子媒体のラベルは「(納品年度)_(業務名)_(計画区名「漢字」)_基本図_(受注者名)」を記載する。
5. 基本図(第2原図)マイラーを新たなフィルムに複製する。

○その他

不明な点は、事前に確認する。